

2010年〇月〇日

〇〇（都道府県）教育委員会
教育長 〇〇〇〇 様

スクールソーシャルワーカー活用事業に関する要望

貴職におかれましては、日々学校教育にご尽力されていることに敬意を表します。

特に、学校、地域、家庭環境等をはじめ、子ども達をとりまく社会環境が複雑化、多様化する中で、児童生徒の問題行動等に関しましては、平成21年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果からも明らかなように、小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は約6万1千件、いじめの認知件数は約7万3千件、高等学校における不登校の状況は約5万2千件となっており、教育現場における教職員の方々の負担はますます大きくなっていることは想像に難くありません。

さて、このような状況の中で、文部科学省では児童生徒の問題行動等の背景には、児童生徒が置かれた様々な環境の問題が絡み合っていることから、①関係機関等と連携・調整するコーディネート、②児童生徒が置かれた環境の問題（家庭、友人関係等）に働きかけること等が求められているという観点から、平成20年度より小・中学校にスクールソーシャルワーカーを配置する「スクールソーシャルワーカー活用事業」を実施しております。

我が国ではソーシャルワーカーの国家資格として社会福祉士及び精神保健福祉士が位置づけられております。社会福祉士及び精神保健福祉士は、関係機関や関係者等との連携や調整を図りつつ、生活上の課題を抱える個人や家庭をはじめ、地域社会における様々な課題を解決するための専門的な知識と技術を有しており、医療・司法・教育など多様な分野で活躍しております。

これらのことに鑑みても教育現場において生じている様々な問題の解決を図り、地域社会までも視野に入れて、個々の児童生徒が安全で安心できる教育環境を創出していくためには、スクールソーシャルワーカーとして社会福祉士及び精神保健福祉士を任用し、活用していくことが必要不可欠であるといっても過言ではないと考えております。

社会福祉士及び精神保健福祉士の国家資格を有するスクールソーシャルワーカーは、児童生徒本人や家族への面接、家庭訪問、地域社会への働きかけ、関係機関や関係者等との連携や調整を図りながら、教育現場における問題解決を行ないます。また、教職員の方々に対しても、ソーシャルワーク（福祉に関する相談援助）の視点から様々な情報提供や相談に応じるなどのサポートに努め、教職員の方々の負担軽減に寄与することができます。

つきましては、下記の点に関して、地域の実情を踏まえてその実現に向けて是非ともご努力くださいますよう、ご要望を申し上げます。

重点要望

- ・文部科学省の補助金を活用しながら「スクールソーシャルワーカー活用事業」の推進を図るための予算を講じてください。
- ・「スクールソーシャルワーカー活用事業」の人材任用においては、国家資格である社会福祉士や精神保健福祉士のソーシャルワーカーを活用してください。
- ・既に任用されている社会福祉士や精神保健福祉士の専門職としての安定した活動を確保するため、常勤化など勤務環境の改善を図ってください。

社団法人日本社会福祉士会

会長 山 村 睦

社団法人日本精神保健福祉士協会

会長 竹 中 秀 彦

社団法人日本社会福祉士養成校協会

会長 白 澤 政 和

一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会

会長 谷 中 輝 雄

社団法人〇〇（都道府県）社会福祉士会

会長 〇 〇 〇 〇

社団法人日本精神保健福祉士協会

〇〇（都道府県）支部長 〇 〇 〇 〇

社団法人日本社会福祉士養成校協会

〇〇（都道府県）支部長 〇 〇 〇 〇

一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会

〇〇（都道府県）支部長 〇 〇 〇 〇